

仮置場候補地の選定

仮置場は、生活環境の確保・復旧等のため、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、道路啓開や倒壊建築物の撤去のためにも必要となる。

1. 仮置場の種類

仮置場の種類と特徴は表 1 のとおりである。「一次」「二次」などの名称や区分は、被災自治体によって違う場合がある。また、災害の規模や地域特性、仮置場として使用できる土地の面積等により、住民用仮置場と一次仮置場を同じ場所に設置する場合や、二次仮置場を設置しない場合がある。

表 1 仮置場の種類と特徴

	特 徴
住民用仮置場 (集積所)	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民が片付けごみ（壊れた家具や家電等）を搬入する場所 発災後すぐに被災地区に近い公有地等に設置する場合があります、設置期間も数週間程度までと短期間とする場合が多い。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物を、被災市町村内において、一時的に集積する場所 処理前に、仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所（簡易な破碎を行う場合もある）
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所 仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所 大規模で設置数は少なく、長期間運営される場合が多い。

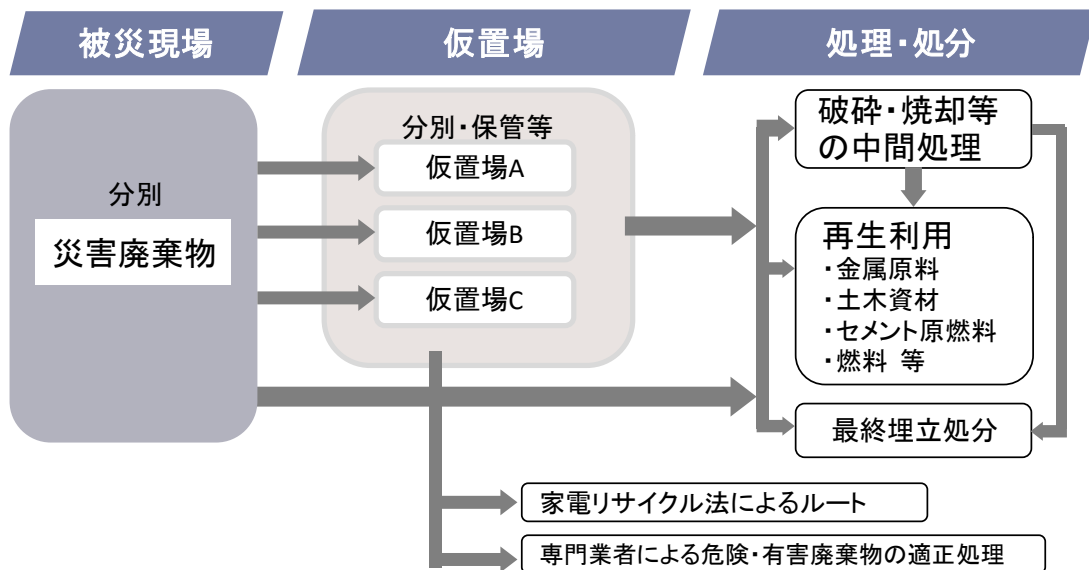


図 1 災害廃棄物処理の流れ

(1) 住民用仮置場 (集積所)

【熊本市】 市内ごみステーション



【北海道厚真町】 (新町パークゴルフ場)



場内配置図

(2) 一次仮置場

【福岡県朝倉市】



【北海道日高町】



(3) 二次仮置場

【熊本県】 重機による破碎・選別



【熊本県】 仮設処理施設 (破碎・選別)



選別機



手選別作業

出典：熊本県資料

2. 仮置場候補地の選定

災害時に迅速に仮置場を開設するためには、平常時に候補地を選定しておく必要がある。

(1) 候補地選定のポイント

- ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地
(市有地、県有地、国有地等)
- ②未利用工業跡地等で長期間利用が見込まれない私有地
- ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズ有無
※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-5

仮置場候補地の選定の際に考慮する点

- 仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定する。
- <選定を避けるべき場所>
- ・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。
 - ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
 - ・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
 - ・水害による災害廃棄物は、汚水を発生する恐れがあることから水源に留意し、近接する場所を避ける。
 - ・浸水想定区域等を避ける。(市町村が策定したハザードマップを参照すること)
 - ・二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎選別、焼却処理を行う場合があるため、周辺環境へ影響を考慮して選定する。
- <候補地の絞り込み>
- ・重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保する。
 - ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地。
 - ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地(借り上げ)。
 - ・候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。
 - ・効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員が確保できる。
 - ・敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリートまたはアスファルト敷が好ましい。
 - ・長期間使用できることが好ましい。
 - ・必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できることが好ましい。
 - ・ごみ処理施設の周辺を候補地とする場合は、道路渋滞が発生し、廃棄物の搬入出に支障が出ないか確認する。

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

(2) 必要面積の推計

仮置場の必要面積は、災害廃棄物発生量（想定する災害から発生すると推計した量）を基に計算する。必要な面積、不足する面積を把握する。

必要面積の推計方法

面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

集積量＝災害廃棄物発生量－処理量

処理量＝災害廃棄物発生量÷処理期間

見かけ比重：可燃物 0.4（t/m³）、不燃物 1.1（t/m³）

積み上げ高さ：5m以下が望ましい。

作業スペース割合：0.8～1

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-4

(3) 課題・検討内容等

仮置場候補地の選定では、次の課題等があると考えられる。

①現時点で想定している仮置場候補地

＜第1回部会での意見＞

→廃校になった小中学校のグラウンド

→野球グラウンド

→除染廃棄物の仮置場で問題があったため、仮置場という言葉に対して住民にかなりの抵抗感がある。かなり慎重に決めていかなければならない。

②災害廃棄物の収集方法

・災害の規模や市町村の状況によるが、災害廃棄物の収集をどのように考えるか。災害廃棄物をごみステーションで収集するのか、戸別収集するのか、住民に仮置場まで運んでもらうのか。

＜第1回部会での意見＞

→住民に仮置場まで運んでもらうことを考えている。過去に道路脇に出してもらい収集する方法を採用したが、多量の便乗ごみが発生した。各地区の公民館の駐車場を利用することも考えられる。

→災害廃棄物をステーションで収集すると、生活ごみと混ざるため、家の前に出してもらい、戸別収集するつもりである。但し、戸別収集では、家の前に廃棄物以外の物も置かれている場合があるため、注意が必要である。また、収集が遅くなると、すぐに苦情の連絡がくることになる。

→戸別収集で廃棄物かどうか判断できず、住人が不在の場合は、役所で不要なものに貼り付けるための印刷物を作成して、住民に配ることが考えられる。

→高齢化により、仮置場に運ぶことが困難な人が今後増えると思われるので、ステーション収集や戸別収集を前提と考える。

→道路寸断があると、通行に支障が出るため、住民が運ぶのは難しい。

→道路が狭く入り組んでおり、ステーション収集にすると、廃棄物が溢れて道路が通れなくなるのが想定される。

→ステーション収集は、手軽であり、高齢者の方にも良いと思うが、可燃系と不燃系が何層にも積み重なって置かれると、一度に収集することができず、収集効率が悪くなるため、工夫が必要となる。

→住民に仮置場に運んでもらう方法は、道路渋滞を引き起こし、場合によっては災害復旧のための資機材・援助物資等の運搬に支障が発生する恐れがある。仮置場を複数設置する、複数のルートを作ることも必要と思われる。

③候補地を選定する際に優先すること

- ・何を優先して選ぶべきか？選ぶときに何がボトルネックとなるのか？

<第1回部会での意見>

→広い面積が必要と思われる。複数の場所が必要になると思われるが、適当な用地は少ない。

→港湾や河川敷も候補地になると思われる。隣接の市町村に協力を求めることは、現時点では検討が進んでいない。

→すべての種類の災害廃棄物に対応する場所が確保できなくても、ある程度の面積があり、仮置場に適していれば仮置場候補地にすることを考えている。処理を急がない家電等の廃棄物をいったん貯留しておく場所を設置することが考えられる。フルスペックの仮置場だけではなく、機能別の仮置場があっても良いと思われる。広さと数を両立するのは難しい。

→山間部は比較的大きな土地が確保できるが、街中は土地がないため、小さい仮置場を複数設置するなど、仮置場の面積や数は検討しなければならない。

→一部事務組合の構成市町村で検討することは良いことだが、難しいかもしれない。

→水源や住宅地の有無等、近隣のロケーションも候補地の条件として重要である。

④廃棄物部署だけで候補地を決められない場合

- ・公園を管轄している部署や防災等の部署と調整する必要がある。庁内合意の方法は？

<第1回部会での意見>

→他の部署の担当と話しているが、そこから話は進んでいないと思う。全庁的に話を進める必要があると考えている。

→候補地のリスト化は済んでいるが、平時に災害時のコンセンサスを得るのは難しい。仮置場候補地をリスト化し、防災部局と共有して、実際に仮置場をどこにするかは、リストの中から選んで、災害対策本部で首長が判断するという方法を考えている。

→自衛隊や消防が駐屯する場所を防災部署がどの程度考えているかもポイントとなる。仮置場候補地が他の目的に使用されてしまうことがある。

⑤ 適当な市町村有地がない、あっても面積が足りない場合

- ・ 県や国、民間等へのアプローチの仕方は？

<第1回部会での意見>

- 現時点で、県や民間へはアプローチしていない。平時に検討するのは難しい部分もある。
- 県の担当とはやり取りを密にしているが、仮置場候補地については、まだ話ができない。一部事務組合にグラウンドがあるので、グラウンドを仮置場に利用することについて、一部事務組合の中で話をしておく必要があると考えている。
- 実際に災害が起こらないと、どの位面積が不足するか分からないが、災害時にどういう場所が使えるかをリスト化する、頭の中にあるだけで初動が全く違ってくるので、大事である。

⑥ 近隣住民への配慮から候補地を公表できない場合

- ・ 仮置場候補地は、地域防災計画や災害廃棄物処理計画に明記することが望ましいが、廃棄物が近隣に置かれることに抵抗のある住民もいると思われ、近隣住民への配慮から候補地を公表していない市町村も多い。近隣住民へのアプローチの仕方は？

<第1回部会での意見>

- 仮置場に反対の住民もいると思われる。山形県南陽市の災害廃棄物処理計画では、「仮置場については、災害発生場所や規模に応じて市災害対策本部において調整を行い決定する。」と記載されており、仮置場候補地について明記はしていない。
- 周辺の地権者や住民に説明は必要と考える。
- 平常時に説明会を行っている事例は聞かない。
- 仮置場候補地をリスト化するが、明記はしないつもりである。災害廃棄物があると周辺住民の気持ちが萎える、復興の遅れを象徴するような形になるという意見がある。